

【中国】刑事訴訟法の改正

海外立法情報課長 岡村 志嘉子

＊ 監察法に基づく新たな監察制度との整合性の確保、腐敗取締りの実効性向上、より公正で合理的な刑事訴訟制度の実現等を目的として、2018 年 10 月 26 日に刑事訴訟法が改正された。

1 背景と経緯

(1) 司法制度改革と法整備

2012 年以降、「法に基づく国家統治」を掲げる習近平体制の下で、司法制度改革は重要な政策課題の 1 つとされ、関連法整備も加速している。2015 年には汚職・腐敗に係る罰則の強化等を含む刑法第 9 次改正があり、2017 年には民事訴訟法、行政訴訟法、裁判官法、検察官法、弁護士法、公務員法、公証法、仲裁法、行政不服審査法、行政処罰法がそれぞれ改正された。2018 年には、人民参審員制度を一層推進するため、人民参審員法も制定されている。

さらに、2018 年 3 月の第 13 期全国人民代表大会第 1 回会議では、汚職・腐敗の取締りを強化するため、独立した監察機関として新たに監察委員会を設置することが憲法改正により定められ、併せて監察法が制定された¹。また、監察法の制定に関連して、従来の監察関係機関の組織・職責の見直し、監察法の規定と関連の現行規定との整合性の確保、新たな監察体制の一層の実効性向上等を目的とする各種の立法も進められた。その結果、同年 10 月 26 日、第 13 期全国人民代表大会常務委員会第 6 回会議において、刑事訴訟法、人民法院組織法、人民検察院組織法の各改正案が可決されたほか、新たに国際刑事司法共助法が制定された²。

(2) 刑事訴訟法の改正

中国の刑事訴訟法は、1979 年に制定された後、1996 年、2012 年の 2 回にわたり改正が行われ、規定内容が拡充されてきた³。1979 年の制定時、第 1 編総則、第 2 編立件、捜査及び公訴の提起、第 3 編裁判、第 4 編執行の全 4 編 164 か条であった同法は、1996 年の改正で編の構成は変わらないが条数が全 225 か条に増え、無罪の推定等に関する規定が加えられた。2012 年の改正では、未成年者の訴訟手続等について定める第 5 編特別手続の新設のほか、取調べの可視化等に関する規定が加えられ、全 5 編 290 か条となった。

今回の刑事訴訟法改正は、過去 2 回の改正と比べると小幅なものであり、全 26 項目から成る⁴。改正後の刑事訴訟法⁵は、第 3 編第 2 章に 1 節と第 5 編に 1 章がそれぞれ新たに追加され、

＊ 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019 年 1 月 10 日である。

¹ 岡村志嘉子「中国の新たな国家監察体制—中華人民共和国監察法—」『外国の立法』No.278, 2018.12, pp.63-86. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11202128_po_02780004.pdf?contentNo=1> を参照。

² 人民法院組織法及び人民検察院組織法の改正については、岡村志嘉子「【中国】人民法院組織法と人民検察院組織法の改正」『外国の立法』No.278-1, 2019.1, p.30. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11220552_po_02780112.pdf?contentNo=1> を参照。国際刑事司法共助法の制定については、同「【中国】国際刑事司法共助法の制定」同, pp.22-23. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11220550_po_02780110.pdf?contentNo=1> を参照。

³ 宮尾恵美「【中国】刑事訴訟法の改正」『外国の立法』No.251-2, 2012.5, pp.18-19. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3491897_po_02510209.pdf?contentNo=1> を参照。

⁴ 「全国人民代表大会常務委員会关于修改《中华人民共和国刑事诉讼法》的决定」中国人大网 <http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2018-10/26/content_2064435.htm>

⁵ 「中华人民共和国刑事诉讼法」同上 <http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2018-11/05/content_2065631.htm>

全 5 編 308 か条となり、改正案可決と同日の 2018 年 10 月 26 日に公布・施行された。

2 主な改正内容

2018 年の刑事訴訟法の改正は、大きく 3 つの内容に分かれる。第 1 は、監察体制改革を確実に推進するための、刑事訴訟をめぐる監察機関と司法機関との職責分担の明確化及び連携体制の確立、第 2 は、国外逃亡対策等、腐敗取締りの実効性を確保するための制度の整備拡充、第 3 は、公平、公正かつ合理的な刑事訴訟制度の確立に向けた各種試行措置の法制化等である。主な改正内容は、次のとおりである。

(1) 監察機関と司法機関との職責分担の明確化及び連携体制の確立

汚職・贈収賄事件に対する捜査権限は、従来、人民検察院が有していたが、監察法において監察機関が当該権限を有すると規定されたことを受けて、人民検察院の権限から当該権限が削除された。

人民検察院の捜査権限として留保されているのは、①訴訟活動において司法従事者が職権を利用して行った違法な拘束、自白の強要、違法捜査等により公民の権利が侵害され、司法の公正が損なわれたとき、②国家機関の職員が職権を利用して行った重大な犯罪事件で、人民検察院が直接担当する必要があるとき等に限られる（第 19 条）。

また、人民検察院は、監察機関から移送された事件について、刑事訴訟法と監察法の関係規定に基づいて審査を行い、補充の事実確認が必要であると認めたときは、監察機関に差し戻して調査させなければならない、必要に応じて自ら補充捜査を行うことも可能である（第 170 条）。

(2) 欠席裁判制度の導入—腐敗取締りの実効性確保—

第 4 編執行に第 3 章として「欠席裁判手続」（第 291 条～第 297 条）が新設され、汚職事件の被告人等が国外逃亡している場合、欠席裁判を可能とする規定が盛り込まれた。

汚職・贈収賄事件、及び最高人民検察院が国の安全若しくはテロ活動に係る重大犯罪事件で速やかな審理が必要であると認めたものについては、被疑者又は被告人が国外にいる場合であっても、監察機関又は公安機関が人民検察院に移送し、人民検察院が当該事件について犯罪事実が明白で証拠が確実かつ十分であり、法に従い刑事責任を追及すべきであると認めたときは、人民法院に対し公訴を提起することができる（第 291 条）。

人民法院における欠席裁判事件においては、被告人は弁護人に訴訟を委託する権利を有し、被告人の近親者を委託弁護人に代えることもできる。被告人及びその近親者が弁護人への委託を行わなかった場合、人民法院は、法律援助機構に弁護士を派遣するよう指示しなければならない（第 293 条）。欠席裁判の審理の途中で、被告人が出頭し、又は逮捕されたときは、人民法院は審理をやり直さなければならない（第 295 条）。

(3) 各種試行措置の法制化等

2014 年 6 月から一部地域で、比較的軽微な刑事事件で犯罪事実が明白なものについて、迅速裁判手続が試行実施されてきた。2016 年 9 月からは、刑事事件において自ら罪を認め量刑にも異議を唱えなかった場合は寛大な刑に処する制度も、一部地域で試行が開始された。これらの試行結果はいずれも良好と認められ、今回の改正において法制化されることになった。前者については、第 3 編裁判の第 2 章第一審手続に第 4 節として「迅速裁判手続」（第 222 条～第 226 条）が新設され、後者については、第 1 編総則（第 15 条）のほか、具体的な手続等に関して第 174 条等で規定されている。また、当番弁護士制度に関する規定（第 36 条）等も設けられた。